平成29年5月30日

告示第115号

改正 令和3年3月30日告示第62号

下妻市宅地開発事業に関する指導要綱施行細則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この細則は、下妻市宅地開発事業に関する指導要綱(昭和57年下妻市告示第8 号。以下「指導要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の経由)

第2条 指導要綱及びこの細則の規定により市長に提出する申出書、申請書、届出書及び これらに添付する図書は、正副各1部とする。

(協議の申出)

- 第3条 指導要綱第5条第2項の協議申出書は、様式第1号とする。
- 2 同項の細則で定める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 開発区域位置図
 - (2) 土地利用現況図
 - (3) 土地利用計画図
 - (4) 取付道路計画図
 - (5) 給水及び排水放流計画図
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書で指示するもの (同意等の通知)
- 第4条 指導要綱第6条第2項の規定による通知は、協議通知書(様式第2号)により行 うものとする。

(寄附の申出)

第5条 指導要綱第7条第1項の規定による寄附又は譲与は、無償譲渡書(様式第3号) を市長に提出して行うものとする。

(設計確認の申請)

- 第6条 指導要綱第13条第2項の確認申請書は、設計確認申請書(様式第4号)とする。
- 2 同項の細則で定める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設計説明書(様式第5号)

- (2) 委任状
- (3) 公共施設の管理等に関する書類(様式第6号)
- (4) 公共公益施設管理者との協議書等
- (5) 宅地開発事業施行の同意書(様式第7号)
- (6) 隣地土地所有者及び建築物所有者への説明報告書(様式第8号)
- (7) 開発区域に含まれる土地の登記簿謄本
- (8) 事業主の資力信用に関する調書
- (9) 資金計画書
- (10) 開発区域位置図
- (11) 開発区域図(案内図)
- (12) 開発区域に含まれる土地の公図写し
- (13) 求積図
- (14) 土地利用現況図
- (15) 土地利用計画図
- (16) 計画平面図
- (17) 計画断面図
- (18) 給水計画図
- (19) 排水計画図
- (20) 消防水利図
- (21) 崖の断面図
- (22) 擁壁の断面及び構造図
- (23) 道路計画断面図及び排水施設構造図
- (24) 予定建築物の平面図及び立面図
- (25) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書で指示するもの
- 3 前項第10号から第24号までに掲げる図面は、別表の左欄に定める種類に応じ、同表の中欄に定める事項を明示し、同表の右欄に定める縮尺によるものとする。

(設計確認の通知)

第7条 指導要綱第13条第3項の規定による通知は、設計確認通知書(様式第9号)に より行うものとする。

(変更の届出)

第8条 指導要綱第19条の規定による届出は、変更届出書(様式第10号)により行う ものとする。

(設計確認の掲示)

第9条 指導要綱第20条に規定による掲示は、確認書(様式第11号)により行うものとする。

(工事完了の届出)

- 第10条 指導要綱第21条第1項の規定による届出は、工事完了届出書(様式第12号) により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付するものとする。
 - (1) 開発区域に含まれる土地の公図写し
 - (2) 計画平面図
 - (3) 排水計画平面図
 - (4) 確定測量図

(検査済証の交付)

第11条 指導要綱第21条第2項の検査済証は、様式第13号とする。

付 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

付 則(令和3年告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として 所要の補正を行い使用することができる。

別表(第6条関係)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
開発区域位置図	開発区域外の道路の機能及び排水放流先の状	25,000分の1以
	況の判断ができる範囲	上
開発区域図(案内	(1) 開発区域及びその周辺の地域における大	2,500分の1以上
図)	字及び字の境界	

	(2) ±	土地の地番及び形状		
土地の公図写し	(1)	発区域及びその周辺の地域	600分の1以上	
	(2) 開	発区域の境界、公道及び水路		
求積図	(1)	発区域全体の求積	500分の1以上	
	(2) 公	共施設の求積		
土地利用現況図	(1) 地	2形(1メートルの標高差を示す等高線に	600分の1以上	
	よるもの)			
	(2)	発区域の周辺の地域の道路、河川、水路		
	その	他公共施設及び公益施設		
土地利用計画図	(1)	発区域の境界	600分の1以上	
	(2) 公	*共施設の位置及び形状		
	(3) 子	定建築物の敷地の形状		
	(4) 子	定建築物の用途		
	(5) 公	益施設の位置及び形状		
	(6) 緩	衝帯の位置及び形状		
計画平面図	(1) 開	発区域の境界	600分の1以上	
	(2) 切	J土又は盛土をする土地の部分		
	(3) 崖	及び擁壁の位置		
	(4) 道	路の位置、形状、幅員及び勾配		
計画断面図	(1) 切	J土又は盛土をする前後の地盤面	100分の1以上	
	(2) 道	路の構造、縦断面及び横断面		
給水計画図	(1) 絹	計水施設の位置、形状及び内のり寸法	600分の1以上	
	(2) 联	7.水方法		
排水計画図	(1) 排	水計画算定上の基礎資料(雨水計算等)	600分の1以上	
	及び	流量計算表に基づく排水区域界		
	(2) 排	水施設の位置、種類、規模、材料、形状、		
	内の	り寸法及び勾配		
	(3) 水	の流れの方向		
	(4) 吐	1日の位置		

	(5)	放流先名称	
消防水利図	(1)	貯水槽	600分の1以上
	(2)	消火栓の位置及び能力	
崖の断面図	(1)	開発区域及びその周辺の地域における崖	50分の1以上
	の	高さ、勾配及び土質	
	(2)	切土又は盛土をする以前の地盤面	
	(3)	崖面保護の方法	
擁壁の断面及び構	(1)	擁壁の寸法及び勾配	20分の1以上
造図	(2)	擁壁材料の種類及び寸法	
	(3)	裏込コンクリートの寸法	
	(4)	透水層の位置及び寸法	
	(5)	擁壁を設置する前後の地盤面	
	(6)	基礎地盤の土質	
	(7)	基礎杭の位置、材料及び寸法	
道路計画断面図及	(1)	道路の断面詳細	50分の1以上
び排水施設構造図	(2)	排水施設構造詳細図	